

基調講演

「困窮する若者の支援ネットワークを作る」

宮本 みち子 氏 (放送大学 教養学部教授)

【略歴】

1947年(昭和22年)長野県松本市に生まれる
東京教育大学(現・筑波大学)文学部経済学専攻卒業
東京教育大学(現・筑波大学)文学部社会学専攻卒業
お茶の水女子大学大学院家政学研究科修士課程修了
千葉大学教授、ケンブリッジ大学社会政治学部客員研究員を経て、現職、社会学博士

【主な著書・論文】

「若者不安定就業者の経済的移行と家族形成の実態—親の家からの独立の課題を中心に—」
『日本労働社会学会年報』23号(2013)
「成人期への移行モデルの転換と若者政策」『人口問題研究』国立社会保障・人口問題研究所,68巻第1号(2012)
『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』(2012)(ちくま新書)筑摩書房
『人口減少社会のライフスタイル』(2011)放送大学教育振興会
『家族生活研究—家族の景色とその見方』(2009)放送大学教育振興会(共著)
『雇用流動化のなかの家族—企業社会・家族・生活保障システム—』(2008)ミネルヴァ書房
「若年層の貧困化と社会的排除」『現代の社会病理』第21号(2006)
「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み—」(2006)『思想』No.983
『若者が《社会的弱者》に転落する』(2002)洋泉社(ほか)

【社会活動】

社会保障審議会委員(2013~)
社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(2012~)
内閣府子ども若者評価・点検委員会座長(2012~)
中央教育審議会臨時委員(2011~)
厚生労働省地域若者サポートステーション専門委員会委員
内閣府高等学校中途退学者の追跡調査企画分析委員会座長(2010~)
社会保障改革に関する集中検討会議(2011)
横浜市専門委員(2012~)
横浜市子ども・若者支援協議会座長
次世代育成支援対策を推進する千葉県県民会議座長(2009~)

講演

困窮する若者の支援ネットワークを作る

放送大学 宮本みち子

1

困難を抱える青少年・若者の近年の傾向と課題

- 若年の生活保護世帯、生活保護世帯の子どもたちが増え続けている。
- 20代後半～30代の就職氷河期世代(団塊のジュニア世代)の就労困難層の不就労状態が長期化・固定化する傾向にある。
- 就職氷河期に続く、深刻な就職難
- 家族からも、学校からも、職場からもこぼれ落ちた状態になっている若者の抱える問題が深刻化している。
- 高齢ホームレス予備軍が若者～中年層で生まれつつある。
低所得・不安定就労・非婚・年金非加入
- これを放置したら、将来は路上ホームレスや行方不明高齢者が増え、もっとたくさん出るだろう。

2

日本の社会保障制度が カバーできない諸現象の出現

工業化時代における生活保障

■高い雇用率・低い失業率

■会社による一家の生活保障

＝日本型企业福祉

■安定した家族

＝正社員夫・父を大黒柱とする安定した

核家族 高い婚姻率・低い離婚率

■教育への高い期待・信頼

親：「子どもの教育のためならお金を出す」

日本型雇用・日本型福祉社会の崩壊



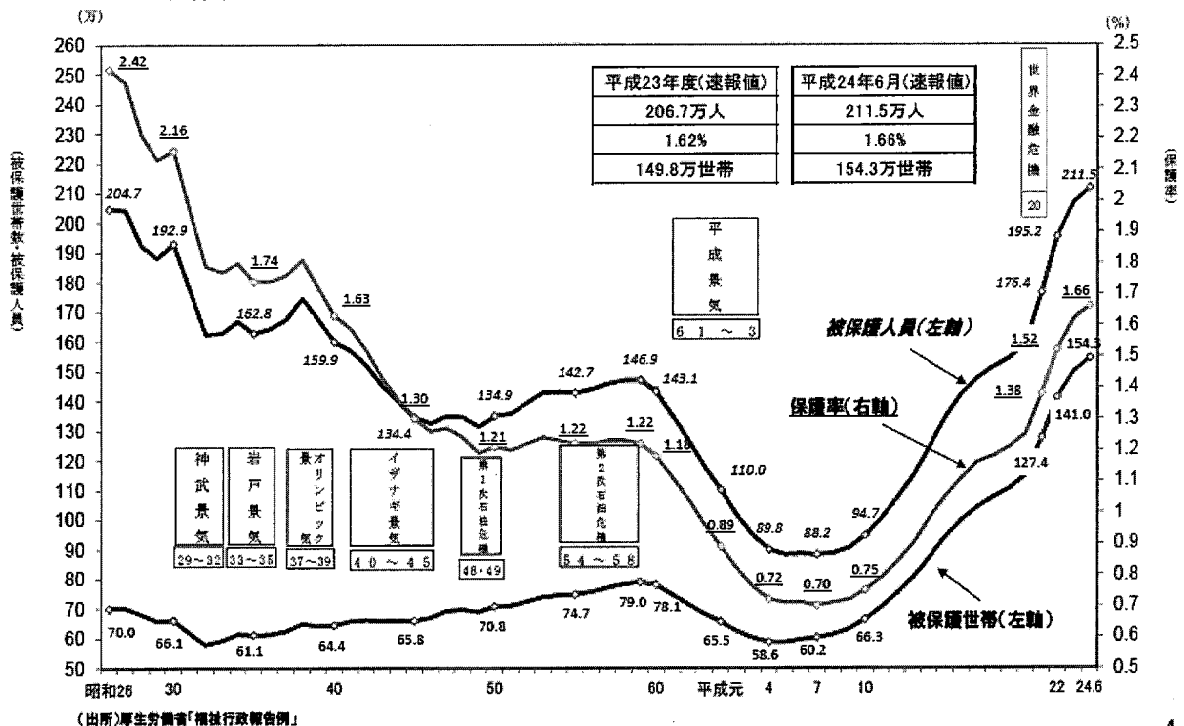
どのように変わったのか？

3

生活保障受給者の動向

○被保護者数は平成24年6月現在で約211万5千人(保護率1.66%)

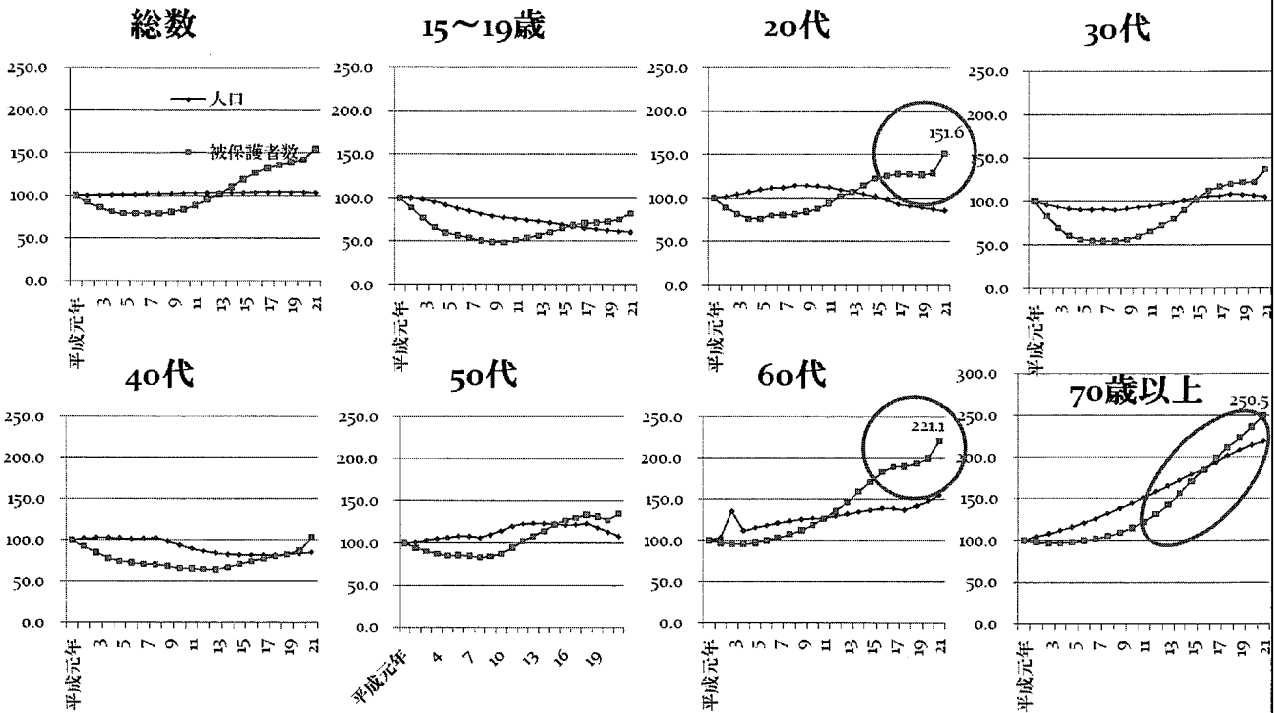
○被保護世帯数は平成24年6月現在で約154万3千世帯



4

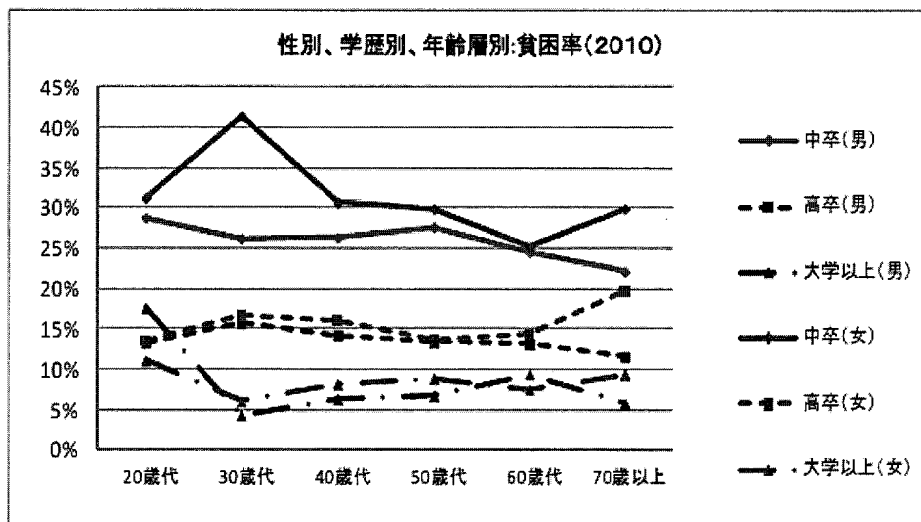
年齢階層別における人口構造と被保護人員の変化の比較

平成元年の水準を100とした場合の推移は、70歳以上での伸びが大きいのが、人口の動きとの比較で見ると、20代と60代で特に伸びの差が大きい。



5

学歴が貧困率に与える影響



- ・ 「平成22年国民生活基礎調査」特別集計
- ・ 学歴別、年齢層別の貧困率で見ると、特に若年層においては「中卒(高校中退を含む)」の貧困リスクが非常に高い
- ・ 学歴プレミアムは貧困リスクの差という形で一生つきまとう

出所：内閣府男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済WG 第8回資料3. 2011.12.20.

6

この電話番号は24時間年中無休で、相談員の確保も万全に行っております。

もう、あなたをひとりにしたくない。



フリーダイヤル つなぐ ささえる
0120-279-338
よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、
 一緒に解決する方法を探します。

24時間 通話料無料



*全国どこからでもかけられます *被災地を優先しています *秘密は守ります

電話相談の専門員がお待ちしています。ひとりで抱え込まずに、お電話ください。

自殺予防・DV・性暴力・セクシュアルマイノリティの専門回線もあります。外国語/聞き取りが難しい方のための対応もあります。

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター
<http://279338.jp/>



●どんな方のどんな悩みでも受け付けます。
 生活/仕事/住居/健康被害/心/家庭/労働/虐待/障がい/犯罪/性/DV・性暴力/子ども/虐待/法的支援/行政手続の取得支援/教育/人間関係/外国人/被災地・震災/その他

よりそい
ホットライン
0120-279-338
 に電話をする。
*携帯電話 (PHS)、
 公衆電話からもつながります。

音声ガイダンスが流れます。
 相談したいことを選んでください。

- 1 暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方
- 2 外国語による相談 (Helpline for Foreigners)
 English (英語)・中文(中国語)・韓国語(韓国)・Tagalog(タガログ)
 語(タイ語)・Español (スペイン語)・Português (ポルトガル語)
- 3 性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談
*月、水、土、22時~翌朝10時は10代、20代の女性のための相談員が待機しております。
- 4 性別や同性愛に関わるご相談
- 5 死にたいほどのつらい気持ちを聞いて欲しい

通話による聞き取りが難しい方はファクシミリのご相談にも応じております。
FAX 03-3868-3811
*ファックスでの相談は回線にお時間をいただく場合があります。ご質問内容に相談者本人の氏名等とご連絡先、お住まいの地域をご記入ください。

私たち社会的包摂サポートセンターは、社会的に排除されがちな人(生活困窮者、外国人、セクシュアルマイノリティ、DV・性暴力被害者、障がい者、ホームレス、多重債務者、ひとり親世帯など)への多角的な支援事業を通して、誰もが「居場所」や「出番」を実感できる社会の実現を目指しています。
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター <http://279338.jp/>
 本報掲載で取組した個人情報は、匿名化により関係者以外に提供をせずご利用者のプライバシーを保護し、悪用して差別的に扱う・流布することはございません。本報掲載で取組した情報は、本人が希望しない限り関係者に提供を控えていただくことが可能です。詳しくはホームページをご覧ください。

よいそいホットラインから

- さまざまな理由で社会から排除された人々や生活困窮者のために始まったばかりの国の事業
- 電話は鳴りっぱなしの状態
- 予想外だったのは20代から30代の若い年齢層の生活困窮者が非常に多いこと
- 相談員の談話：
 - ・ 悩みを抱えて孤立している若者が多いことに驚いた
 - ・ 「日本は壊れている」ことを痛感している

9

若者就労支援の現場から：就労困難者問題

- 低学歴者の問題：高度化する社会で、高度化に付いていけない全体のレベルが上がっているなかで、格差がより際立つ
- 15～17歳の年齢で社会に出ても、ことごとく挫折して失敗体験ばかりを重ねることが多い→高校中退者問題
- 支援機関が抱える困難者の特徴：コミュニケーション能力の低さ、自己表現力の低さ、こころの不安定さ、人と交わることの不安、同世代からの孤立（内閣府「困難を有する子ども・若者の支援者調査」平成24年3月）
- 教育・訓練機会に恵まれず、キャリアを形成することができない背景
 - 家庭の貧困が背景にある例が少ない
 - 早い時期に親から経済的自立を迫られる高校生
 - 早期に親に頼られる高校生
 - 低学力・家庭の貧困・親の離婚や家庭崩壊、いじめ、DV精神疾患など、現代のあらゆる矛盾を背負っている
 - 自立するのに必要な援助を親から得ることができない
 - 親に代わる社会的支援の環境は手薄
 - 支援者は家庭の情報を得にくい

10

地域社会は衰退 新しい市民社会は未形成

■ 青少年がおとなになるための社会環境条件の崩壊

孤立化・孤独化
社会とは何かを体得する環境条件がない

■ 就業問題も結婚問題を共通

自由と無関心
世間の目も無く、世話を焼く人も不在

■ 伝統的社会の絆に代わる新しい市民社会の絆を 作ることが大事

若者支援への取り組みはそのひとつ

11

OECD加盟国の若者の実態から

26カ国の15, 6歳～24歳のニート比率(失業者および不就業者)

失業リスクが高い集団

置き去り層: 中退、移民マイノリティ、貧困地域、農村部、過疎地
労働市場への統合が不完全な新規参入者:

安定した技能を有していない: 短期雇用、失業、無業を繰り返す
置き去り層に関しては、早期介入が必要

- 1) 就学前教育
- 2) 義務教育における学力
- 3) 後期中等教育を修了することを支援すること

■ なぜ後期中等教育の修了が必要なのか?

職を確保するのに必要

これ以後の就業に際して、または離職に際して、学習できるための
最低限の要件

出所: OECD 2011, *Off to a Good Start? Jobs for Youth*

12

高校中退者調査から 「あなたにとって必要なこと」

進路や生活について何でも相談できる人 66.6%
生活や就労のための経済的補助 63.1%

会社などでの職場実習の機会 56.3%
仲間と出合え、一緒に活動できる施設 55.9%
低い家賃で住めるところ 55.7%

進路や生活などについて何でも相談できる施設 48.6%
読み書き計算などの基礎的な学習への支援 33.6%

「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」

内閣府(平成23年3月)

13

■アルバイトなどの不安定な就労から脱してキャリアを築く社会的に確立した道筋がない

■中退後の職業上の研鑽を積む機会がない

「職業資格を取りたい」・・・約4割

「職場実習を受けたい」・・・5割以上

学卒と、安定した雇用の間の橋架けが必要
就職活動困難な生徒には、在学中からゆるやかに社会へとつなぐしかけが必要

「若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)」

内閣府(平成23年3月)

14

■学力という問題

資格を取ることができないと思う理由
基礎学力に自信がない(59.0%)

中退理由

勉強がわからなかった(48.6%)

欠席や欠時がたまって進級できそうもなかった(54.9%)

学力不振は中退後も就職に際して明らかに影響する

10名の聞き取り調査から

幼少～小学生 複雑で不安定な家庭環境のため勉強できる状態でない。頻繁な引越し、親の離婚・再婚
親は子どもの学習に無関心
小2～3の2けた足し算、九九の後半、分数・少数がわからない。

中学・・・授業についていけない。勉強に対する関心喪失

高校・・・はじめから勉強はあきらめ。自信のなさ。

アルバイトが中心になる。しかしアルバイトもできな

い例もある。

その後・・・就職できなくても、アルバイトで働らかざるを得ない

低スキル・低賃金の単純労務市場へ

15

日本の貧困の連鎖

被生活保護母子家庭の母親の特徴

- 低学歴(中卒・高校中退) 49%
- 10代での出産 21%
- 非嫡出子の出産 31%
- 離別・死別など出身家庭の崩壊 76%
- 保護の世代間継承(成育時の受給) 35%
- 被DV歴 21%
- 精神疾患 36%
- 子どもに対する虐待 14%

(出所) 道中隆「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題(特集 貧困・低所得世帯の実証分析—貧困問題 何がどこまで明らかになったのか」『三田学会雑誌』

103(4), 619-645, 2011-01

16

課 題

- 発見の課題：学校と連携すること
学校段階で把握するのが一番
- 学校からドロップアウトさせないための支援
生徒の生活を包括的にみる姿勢
教育＋福祉＋精神保健＋就労のセット
教師と学外人材の連携体制
- 学校から地域へとつなげる支援
地域のどこに？ 中間的な場が必要
学校、雇用という2大区分を前提にはならない
- 学習支援は単独では効果がない。コミュニティにおける
重層的な支援ネットワークのなかで機能する

17

なぜ、ネットワークが必要なのか？

社会的排除に対する横断的取り組みが必要

2000年代の新たな現象に対する取り組み

- 2001年 DV防止法
- 2002年 ホームレス自立支援法
- 2006年 自殺対策基本法
- 2009年 子ども若者育成支援法
- 2013年 子どもの貧困防止対策法

法律を整備すれば十分な対策が立てられるともいえない

支援対象からもれている人々はたくさんいる。

これからも生まれる対象の細分化、カテゴリー化を進めるだけで

良いのか？

- 原因は相互に重なり合っている。個別に対処すべき問題とはいえない。施策を細切れにするよりも、地続きの問題として位置づけ、連携して対処すべき

18

貧困家庭に育つ子ども・若者 複合的な困難を抱える子ども・若者に 教育投資の強化を！

未来への投資としての社会保障という考え方
可塑性に富む幼少期～児童期の
教育に焦点を当てる
社会との不完全な接続状態の若者への早期支援

ポジティブ・ウェルフェア (積極的福祉)

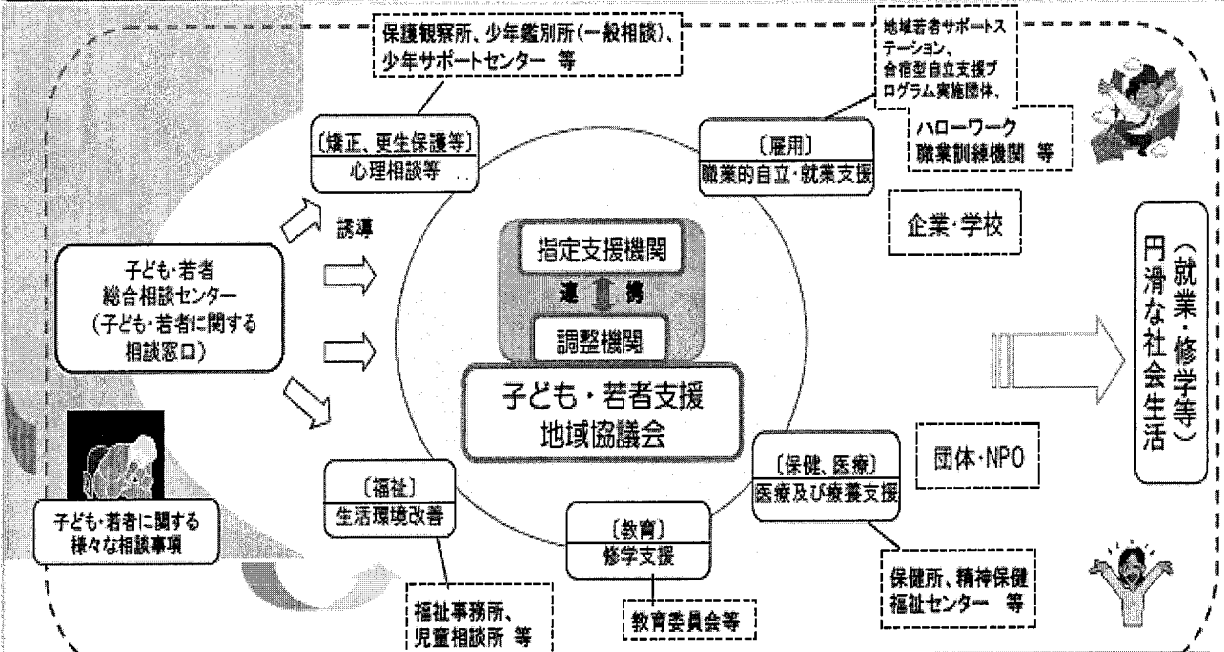
19

【子ども・若者育成支援推進法平成22年4月1日施行】

地域における子ども・若者支援ネットワーク

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

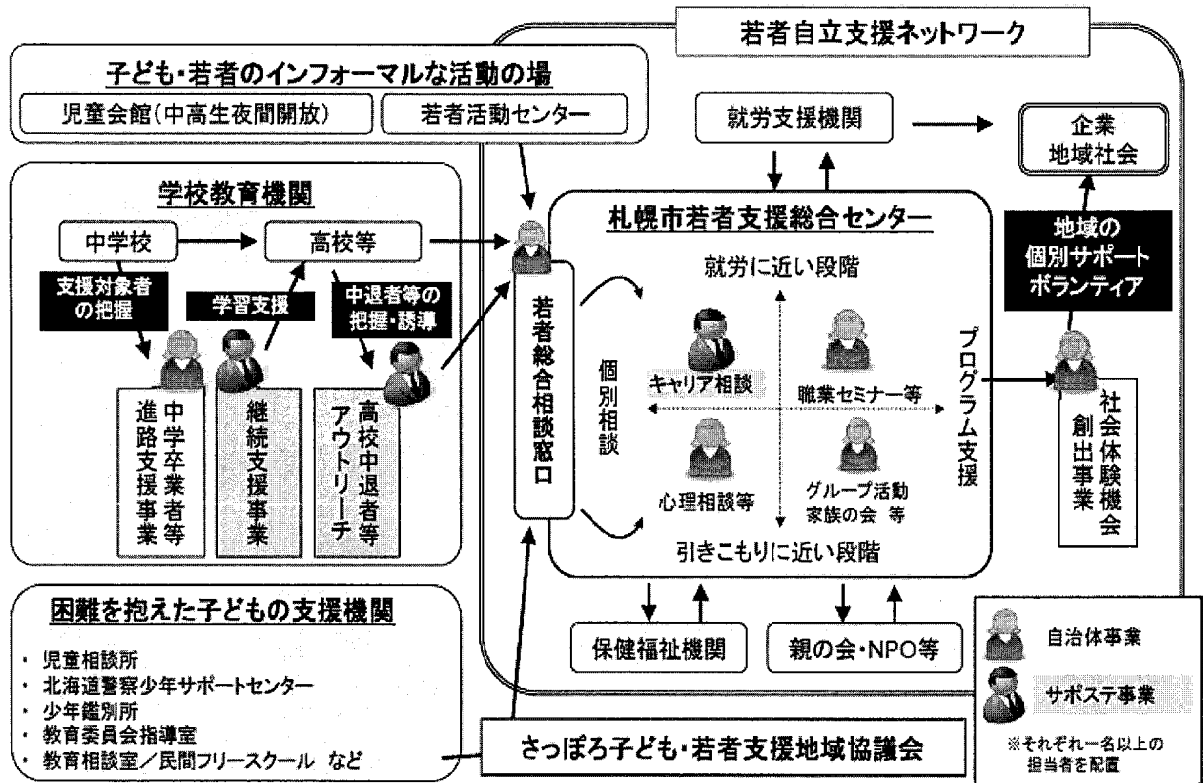
地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

20

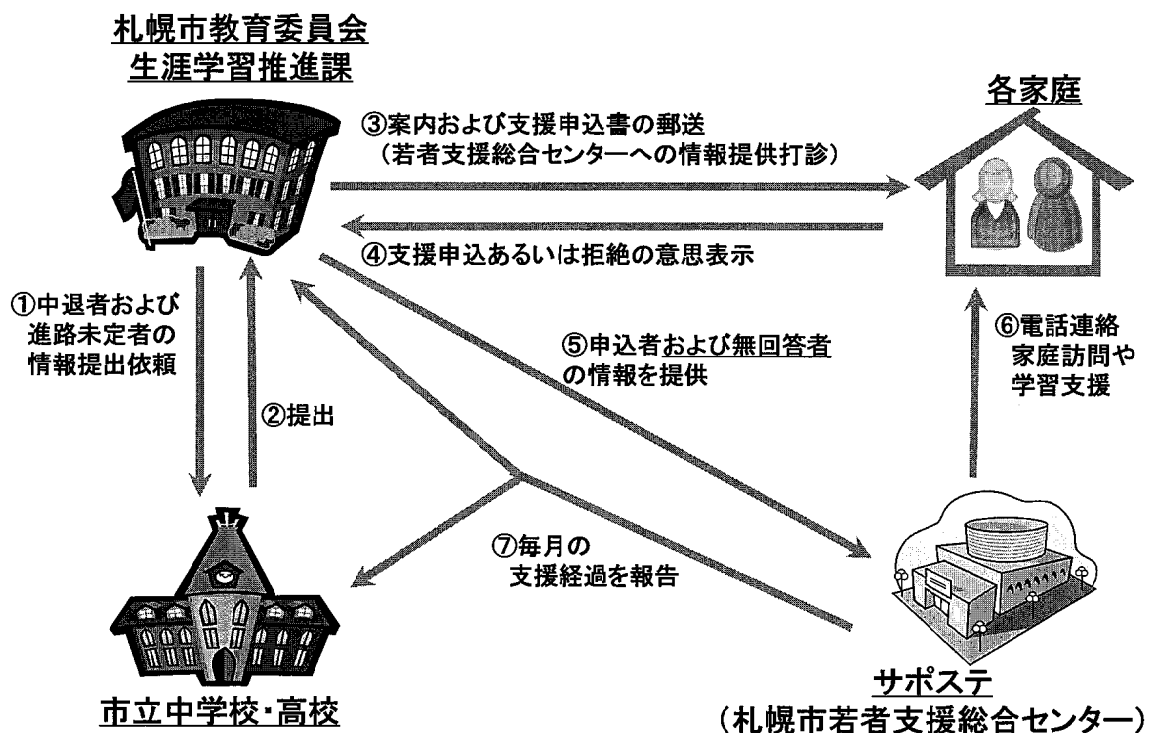
札幌市若者総合支援センターの事例

札幌市における若年無業者等の自立支援

札幌市若者支援総合センター
作成資料



「学校から社会へ」の架け橋 学校と家庭と労働の間を媒介する社会が必要 中学校卒業生等進路支援事業の仕組み



生活支援戦略のねらい (2013年2月)

- ◆ 生活保護受給者の増加
- ◆ 生活保護に至るリスクのある
経済的困窮状態にある人
複合的課題を抱えて社会的孤立状態にある人の増加

改革の方向

- ◆ 就労可能な人が生活保護に頼る必要がないようにすること
- ◆ 生活困窮から「早期脱出」できるよう、重層的なセーフティネットを構築する
- ◆ 貧困の連鎖の防止のため、子どもの早期支援
- ◆ 多様な就労機会: そのなかのひとつが「中間的就労」
= 第2のセーフティネット

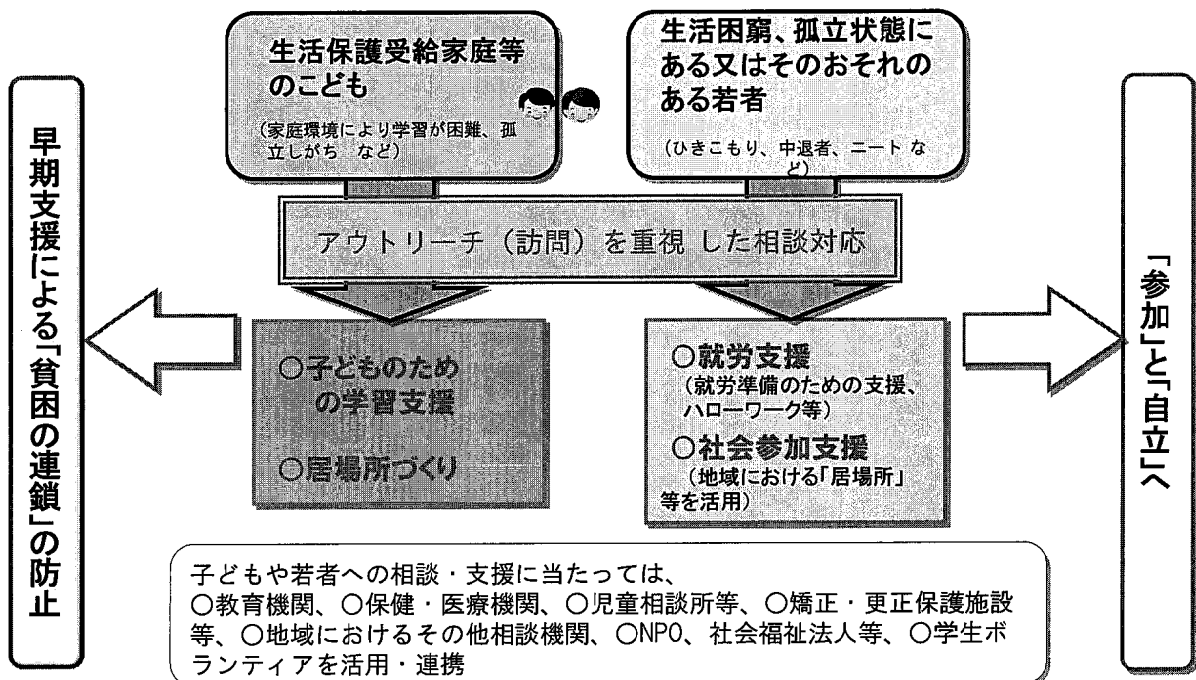
23

「貧困の連鎖」防止のための取組

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「貧困の連鎖」防止のための取組

「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域において教育関係機関と福祉関係機関等が連携して、幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展開する。



24

子ども・若者支援は 崩壊する地域社会の再建の一環

- 子ども・若者の社会参加を応援し、
困難を抱える子ども・若者に手を差し伸べる
人々のいるコミュニティを作る
- 公的責任において、若者の自立を保障する
社会システムを作る